

答 申

1 審査会の結論

諮問第130号案件「生活福祉課が保有する後見人推薦の会議の議事録に係る行政情報開示請求（令和3年12月6日付第263号）」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和4年1月18日付で審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同月19日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「生活福祉課が保有する後見人推薦の会議の議事録」に係る行政情報開示請求（令和3年度受付第263号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和3年12月28日付で行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

（2）審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び意見書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ①本件処分について、後見人選定の決定をした組織や関係者が「それ相当の重い責任」を負うことは、社会通念上ごく当たり前のことであると考え。行政の決定に関与した人（有識者と言われる人達を含む）は、すべて自分の属性も含め公開すべきだと考える。
- ②決定した、又は紹介した責任や、紹介先又はそこから選ばれた人の不当行為についての責任の所在は明確にするべきであり、再発防止策を講じることも重要と考えることから、本件請求は正当性があり、公開されることが妥当だと考える。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした本件審査請求に係る部分（以下「本件非開示部分という。」）につき、条例第7条第2号、第7条第5号、第7条第6号に該当するとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び審査会からの提出依頼に基づく書面並びに口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- （1）条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されて

いる場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。」と規定している。

- (2) 一方、非開示情報について、同条第2号は、例外的に非開示となる情報を、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」、同条第5号は「実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」、並びに同条第6号は「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。
- (3) これを本件についてみると、請求人が開示を求める行政情報の一部には、個人のイニシャル及び各案件の提案担当所管が記載されている。個人のイニシャルはもとより、各案件の提案担当所管についても、公にすることにより、当該案件に係る個人が生活している地域や、当該個人の属性（高齢者、障害者、生活保護受給者等）が明らかになり、ひいては当該個人情報に特定され得るおそれがある。また、当該個人が特定されない場合であっても、当該個人情報の属性等、配慮すべき性質の個人情報を公にすることとなるから、個人の権利利益を害するおそれもあると否定できない。よって、当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号に該当する。
- (4) 請求人が開示を求める行政情報のうち、審議案件等の内部の部分には、当該案件に係る個人の心身、生活、財産等の状況及び区の支援経過等が詳細に記載されており、これらは条例第7条第2号に該当する。また、当該部分の一部には、発言委員の氏名及び発言内容等、各案件の特性に応じた適切な後見人の検討に関する事項が詳細に記載されており、これらの情報を公にすることにより、委員個人の発言内容等が批判や批評の対象とされることがや、外部の利害関係者から発言委員や委員関係者に対して様々な圧力や不利益等を加えられるおそれや個人として責任を追及してくるおそれがある。また、しかるべき有識者からの協力を得ることができなくなり、後見人の検討を行う事例検討委員会の遂行に著しい支障を及ぼす高い蓋然性が認められ、成年後見制度の利用に非常に大きな障害を設けることとなる。よって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、条例第7条第5号に該当するとともに、後見人選定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条

例第7条第6号に該当する。

- (5) 請求人が開示を求める行政情報のうち、議事録の「委員出席者欄の一部」には、事例検討委員会に属する外部の委員の氏名が記載されている。当該部分を公にすることにより、委員に対して家族や関係者から問い合わせや希望の申し出があるおそれがあるとともに、個人として責任を追及してくるおそれがある。これにより、しかるべき有識者からの協力を得ることができなくなり、後見人の検討を行う事例検討委員会の遂行に著しい支障を及ぼす高い蓋然性が認められ、成年後見制度の利用に非常に大きな障害を設けることとなる。そのため、事例検討委員会の委員についてはホームページ等においても公開していない。これは他区においても同様である。

よって、当該部分を開示することによって、外部からの干渉、圧力等による自由かつ率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、条例第7条第5号に該当するとともに、当該部分を公にすることにより、後見人選定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当する。

したがって、実施機関が条例第7条第2号、第5号及び第6号に該当することを理由に本件処分を行ったことは妥当である。

- (6) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件審査請求対象文書について

本件審査請求対象文書は、「令和2年10月1日から令和3年5月31日までの間に開催された事例検討委員会に関する次第及び議事録」である。次に、本件処分において、実施機関は、本件審査請求対象文書のうち、「個人のイニシャルの部分及び各案件の提案担当所管の部分」、「審議案件等の内容の部分」及び「委員出席者欄の一部」を非開示としている。これに対して請求人は、本件審査請求対象文書の非開示部分のすべてを開示することを求めている。

- (2) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。これに該当する行政情報について、条例に基づく情報公開請求を行った場合、開示請求を行った本人に係る情報であったとしても、同号に該当し非開示となる。

審査会が本件審査請求対象文書を検分したところ、当該文書には「個人のイニシャルの部分及び各案件の提案担当所管の部分」、「審議案件等の内容の部分」が記載されていることを確認した。これらの部分に記載されている情報は、公にすること

により、当該案件に係る個人が生活している地域や、当該個人の属性（高齢者、障害者、生活保護受給者等）が明らかになり、ひいては特定の個人が識別され得るおそれがある。また、本件審査請求対象文書には、審議案件等の内容が記載されており、これについてはそれ単体では特定の個人を識別することができない情報についても記載されている。しかし、当該情報については個人の人格と密接にかかわる情報であることから、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

よって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第2号に該当すると認められる。

したがって、これらの部分に記載されている情報について、条例第7条第2号に該当することを理由に非開示としたことは妥当である。

### （3）条例第7条第5号及び第6号該当性について

条例第7条第5号は、実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報を非開示情報として定めるものであり、また、同条第6号は、公にすることにより、実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された行政情報を非開示とすることを定めたものである。

まず、本件において、実施機関は、本件審査請求対象文書の「委員出席者欄の一部」を非開示にした理由について、当該非開示部分を公にすることにより、外部からの干渉、圧力等による自由かつ率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、条例第7条第5号に該当する旨主張している。この場合における「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、未成熟な情報や検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を看過しても、なおその支障が看過しえない程度のものである場合と解するべきである。本件における「委員出席者欄の一部」に記載されている情報は事例検討委員会の委員の氏名であるところ、当該委員の氏名については変動するものではなく、未成熟な情報であると評価することはできない。

一方、実施機関は当該記載について、後見人選定等の事務における適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、同条第6号に該当する旨主張している。この場合における「おそれ」とは、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる場合であると解すべきである。

実施機関は、当該非開示部分である「委員出席者欄の一部」を公にすることにより生じうる支障の例として、委員に対して家族や関係者から問い合わせや希望の申し出や個人として責任を追及してくるおそれ、しかるべき有識者からの協力を得ることができなくなり、後見人の検討を行う事例検討委員会の遂行に著しい支障を及ぼすことが挙げられる旨主張している。

当審査会としては、実施機関の説明のとおり、事例検討委員会の外部委員の氏名

を公表することで、当該委員に対して家族や関係者から直接申し出や責任追及がなされるおそれがあり、その結果として萎縮効果が働き、有識者や区民成年後見人等から後見人選定事務に関して協力を得られなくなることが考えられることから、後見人選定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれと情報を開示することの公益性とを比較衡量したところ、公益性を考慮してもなお、当該事務の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものであると判断した。

よって、「委員出席者欄の一部」については、条例第7条第5号（実施機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報）には該当しないものの、条例第7条第6号（事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報）に規定する非開示情報に該当すると認められる。

なお、上記判断には、次の2点も考慮したことを付しておく。第一に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、国の成年後見制度利用促進計画、本区においては、「世田谷区成年後見制度利用促進計画」が定められ、現在、本区成年後見センター事例検討委員会が成年後見人の受任者調整にあたっている。成年後見制度（平成12年施行）や区民成年後見人制度（平成19年）は、相当年の歴史があるものの、その活用が本格的課題になったのは、上記法律制定後のように見受けられ、事例検討会での受任者調整並びにその体制及び環境整備は、まだ揺籃期にある。

第二に、「審議案件等の内容の部分」については、条例第7条第2号該当性のみ認定し、同条第5号及び第6号該当性については、取り上げていない。その理由は、上記のとおり、「委員出席者欄の一部」について同条第6号該当により非開示とすることが妥当であると判断する場合には、「審議案件等の内容の部分」は同条第5号及び第6号に該当しないと判断したことによる。したがって、「委員出席者欄の一部」についての同条第6号該当性が今後変化する事情が生じた場合には、「審議案件等の内容の部分」の同条第5号及び第6号該当性と合わせてその可否を検討すべきことになる。

## 5 まとめ

以上のことから、大林委員の反対意見があるほか、「1 審査会の結論」のように判断する。

大林委員からの意見は、次のとおりである。

私は多数意見と異なり「委員出席者」欄については開示すべきと考えるので、以下に理由を述べる。

### 1 趣旨

本件は、世田谷区後見人センターが所有している後見人推薦の会議の日時・出席者・内容が記載された議事録に対して開示請求がなされた事案である。請求対象文書は事例検討会であり、そこには委員出席者や審議案件についての内容が記

載されている。実施機関はこれらのうち、開催日、開催場所、出席者委員の所属先、世田谷区の常勤の職員の氏名については開示し、その他部分については非開示とする処分を行った。非開示となった箇所については、①審議案件のイニシャル部分、②審議案件の内容、③委員出席者の氏名である。①と②の非開示理由は個人識別情報（条例 7 条 2 号）に該当し、③は審議検討情報（7 条 5 号）および行政運営情報（同条例 7 条 6 号）に該当するという理由であった。多数意見は①～③のいずれも原処分の判断を妥当とするが、私は、当該処分のうち、③については開示すべきであると考えている。

実施機関の弁明書によれば、出席者委員氏名を明らかにすることにより、委員に対して家族や関係者から問い合わせや希望の申し出があるおそれがあるとともに、個人として追及してくるおそれがあり、これによって有識者からの協力を得ることができなくなり、後見人の検討を行う事例検討委員会の遂行に著しい支障を及ぼす蓋然性が認められ、後見制度の利用に大きな障害が生じるため、よって外部からの干渉・圧力等による自由かつ率直な意見交換や中立的意思決定が不当に損なわれるおそれがあり（7 条 5 号の審議検討情報該当）、後見人選定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（7 条 6 号の行政運営情報該当）という。

しかしながら、これらの支障のおそれは不確実な推測の域を出ていない。世田谷区においてこれまでに当該委員に対する問い合わせや希望の申し出、個人追及が実際にあったという証拠が提示されているわけではなく、そのおそれは抽象的おそれにすぎない。また、それによって有識者が後見人を受諾しないようになってしまうというおそれも、実際にそのような事態が起きたわけではなく、また起きる可能性も証明されておらず、抽象的なおそれにすぎない。

審議検討情報および行政運営情報に該当するというためにはこのような抽象的なおそれでは足りず、実質的に当該事務に支障が生じる相当の蓋然性がなければならない。とりわけ、近時の裁判例は審議検討情報および行政運営情報の該当性に対して実質的な蓋然性を要求するようになっており、本件はこの基準を満たしているとはいえない。

## 2 審議検討情報および行政運営情報の該当性の基準

審議検討情報および行政運営情報該当性についてはこれまでに多くの裁判例の積み重ねがあるが、近時の裁判例はおその程度を判断する際に客観性、実質性、または具体性を要求する傾向にあり、特に令和以降の裁判例はその傾向が顕著である。令和以降の裁判例を見ると、次のような判示を看取することができる。すなわち、『当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』とは、名目的、抽象的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要」（さいたま地判令和 1 年 8 月 28 日判例地方自治 459 号 17 頁）、「事務又は事業の適正な遂行について支障が生じる抽象的な可能性があるというだけでは足りず、当該事務又は事業の適正な遂行について実質

的な支障が生じる法的保護に値する程度の蓋然性が認められることを要する」

(東京地判令和1年9月12日未登載)、「その支障の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、そのおそれの程度も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要である」(東京高判令和2年6月30日判例タイムズ1481号36頁)、「事務又は事業の適正な遂行について支障が生ずる抽象的な可能性があるというだけではなく、当該事務又は事業の適正な遂行について実質的な支障が生ずる蓋然性があることを要する」(大阪地判令和3年9月16日判例地方自治502号11頁)、「名目的、抽象的に当該審議、当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該審議、当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる蓋然性が認められることが必要である」(東京地判令和3年10月28日判例地方自治494号10頁)、「『当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』が、名目的、抽象的なものとどまらず、実質的、客観的なものと認められる場合に、非開示情報に該当する」(岡山地判令和3年3月23日判例地方自治497号15頁(控訴審である広島高岡山支部令和3年11月18日判例地方自治497号11頁も原審を認容))、「これに該当すると認められるためには、当該情報が公開されることによって、上記主体の公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれが客観的に認められることを要するというべきであり、上記のおそれは、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要であると解するのが相当である。また、『著しい支障を生ずるおそれ』があるかどうかは、アカウンタビリティの観点から公開することによる利益と、公開により公正かつ適正な意思決定に生じる支障を比較衡量した上で判断することを要する」(佐賀地判令和5年8月10日判例地方自治512号14頁(控訴審である福岡高判令和6年3月15日判例地方自治512号11頁も原審認容))と述べているのである(下線は該当部分)。以上の裁判例は審議検討情報、行政運営情報のいずれかまたは両方が問題となった事件であるが、抽象的なおそれでは足りず、客観性、実質性、または具体性を要求している。裁判例により、用いる言葉や枠組みに相違がみられるものの、どの裁判例も実質的なおそれであることを要求する点では共通していることから、裁判例上は少なくとも実質的なおそれが要求されているといえる。

### 3 本件における実質的なおそれの欠如

抽象的という言葉と対比する形で実質的という言葉が登場し、また実質的と具体的とを並列している裁判例があることを踏まえると、実質的なおそれの内容は抽象的でなく具体的なおそれであればならないことを指していると考えられる。そのため、本件においても、審議検討が不当に損なわれるおそれおよび行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが具体的に認められなければならない。

本件と同様に重要な意思決定に携わる専門家の氏名開示が争われた事件としては障害認定医の氏名等開示が問題となった上記東京高裁判決(前掲令和2年6月30日判決)が挙げられる。この事件では障害認定医の氏名等を開示すると障害

認定業務の適正な遂行に支障が生ずるかどうかが問題となった。東京高裁は、障害認定医の氏名等を開示すると、障害年金の裁定請求者やその家族等が有利な意見を出すように働き掛けたり、審査の内容等について苦情・クレームを述べたり非難・糾弾等をしたりすることにより、障害認定医の業務や障害認定に係る業務の適正な遂行に支障が生ずることが現実的な蓋然性として十分に想定されるところとしたが、実質的な支障が生じる法的保護に値する程度の蓋然性があるかどうかについて、具体的・現実的といえるかどうかを審査した。すなわち、同判決は、①不支給決定を受けた者が障害認定医を特定して勤務先を直接訪問したことから当該認定医から今後は職務を辞退したい旨の申出がされた事例が生じていたこと、②事務センターに障害認定医の氏名を教えるように求める電話や訪問が繰り返された事例があったこと、③他の医師がブログや文書で当該認定医の氏名や勤務先を明示した上で当該認定医の審査の内容等を批判し非難するなどしていたこと、④患者や社会保険労務士が主治医に対し診断書の内容を患者や社会保険労務士の希望する内容のものに作成・変更するよう求める働き掛けがされた事例があったこと、⑤障害等級等について希望や働き掛けを受けた障害認定医が相当数存在し、中には従わないと威嚇し又は脅したり嫌がらせや診療の邪魔をしたりする者等がいたこと、という具体的・現実的な事例が複数存在することを根拠にして蓋然性があると判断したのである。つまり、損害や支障を生ずる蓋然性があるというためには、支障をもたらすような具体的な事例が現実存在していなければならないことが示されたといえる。しかも、単発的事例や局所的事例にとどまらず、そうした事例を複数提示することで、具体的・現実的な蓋然性があることを明らかにしている。

この点、本件では、審議検討が不当に損なわれるおそれ、行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのいずれについても、具体的・現実的な蓋然性が示されていない。審議検討情報該当性については、出席者委員氏名が明らかになると委員に対して家族や関係者から問い合わせや希望の申し出があるおそれがあるとともに、個人として追及してくるおそれがあるというが、その内容は抽象的懸念にすぎない。たしかに、職務の内容や性質によっては委員の氏名を明らかにすることで問い合わせや希望の申し出がなされる可能性がないとはいき切れず、本件委員会もそうした可能性がまったくないわけではない。しかし、それはほとんどの委員会に当てはまることでもあり、そうなるとおよそすべての委員会の氏名が非開示とされてしまう結果となる。そうした事態は原則公開とする情報公開制度の趣旨や意思決定や公金支出の透明性に相反するといえる。そのため、そのおそれは具体的・現実的なものでなければならず、上記裁判例に基づくと、少なくともこれまでにそうした具体的事例が現実存在していなければならない。ところが、本件ではそうした立証がなされておらず、具体的・現実的なおそれがあるとはいえない。

また、仮にそうしたおそれが具体的に示されたとしても、それによってただちに非開示となるわけではない。上記佐賀地裁判決（令和5年8月10日判決）は

公開することによる利益と公開により公正かつ適正な意思決定に生じる支障を比較衡量しなければならないとしている。たとえば、区から報酬が出る者に対しては公金支出の透明性の観点から氏名公表が原則であるとすれば、委員の氏名開示はそうした利益につながるものといえる。一方、委員や所属団体に対して脅迫、責任追及、嫌がらせ、圧力、要望、要求などのようなことが生じているような場合には審議検討を損なうといえる。多くの場合、そこで考慮事項となるのは主として委員等に対する問い合わせや働きかけの内容次第になると思われるが、本件の場合、そもそも具体的問題が生じていない以上、比較衡量を行う段階に至っておらず、実際に比較衡量が検討されていない。

なお、上記おそれの対象は委員全員に当てはまるものであるはずであるが、世田谷区の常勤職員については氏名を開示し、それ以外の専門家委員のみこれを非開示にしている。委員の実質的な役割については差異が存在するかもしれないが、上記おそれの説明からはこの点を整合的に理解することができない。こうした整合性の問題はおそれの内容が合理的ではないことを示す理由の一端となりうる。

行政運営情報については氏名開示によって委員に対する圧力や不利益が生じ、有識者からの協力を得ることができなくなるというおそれが提示されているが、これも抽象的な域を出ていない。そもそも委員に対する圧力や不利益が生じたという具体的事例が提示されていない以上、それによって職務を辞退するケースも存在しないわけであり、これもまた推測にとどまっている。あるいは、上記東京高裁判決のように当該職務に当たる者を特定して訪問し、それを受けて今後の職務を辞退するという事例が存在しているわけでもない。たしかに、職務の内容や性質上氏名を明らかにすることで問合せや希望の申し出等がなされるようになり、それを苦にした委員が辞退を申し出る可能性がまったくないわけではない。しかし、先述したように、それはほとんどの委員会に当てはまることであり、少なくとも具体的事例も生じていない段階で行政運営情報に当たると判断することはできない。

また、委員を辞退する具体的事例があったとしても、ただちに行政運営情報に該当するわけではない。実施機関はそれによって専門家委員の確保が困難になるとしているので、辞退を申し出るケースが単発的に存在しただけでは不十分であり、専門家委員や所属団体から拒否が相次ぎ、専門家委員の確保が困難になる事態が現実には生じなければ、行政運営情報に該当するとはいえないだろう。

#### 4 補足

以上のように、私は③委員出席者の氏名については開示すべきと考えるが、実施機関の判断がまったくの検討外れではないことについて付言しておく。実施機関は本件委員会の審議内容を熟知しているがゆえに、委員の氏名を開示することが様々な支障をもたらすおそれがあると考えたわけであり、そのこと自体は理解できるところである。しかし、少なくとも情報公開制度としては公開が原則であり、非開示の幅が広がりやすい審議検討情報や行政運営情報については実質的蓋

然性が求められる。これに対しては、情報が開示されて取り返しのつかない事態が生じてからでは遅いと考えた可能性もありうるが、もし委員に対する取り返しのつかない事態を懸念するのであれば、それはむしろ7条4号該当性（公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報）の問題として考えるべき事項であると思われる。

あるいは、委員の生命、身体、財産、社会的地位の保護に支障を生ずるおそれまではいかないものの、審議検討や行政運営の関係上、取り返しのつかない事態が生ずると考えたとしても——だからこそ本件は審議検討情報や行政運営情報の問題となっているわけであるが——、委員を保護しながら適正な意思決定を担保したり委員の候補者を見つけたりすることはそもそも立法政策の問題であって、審議検討情報や行政運営情報に含めて非開示とすることには疑念の余地があり、それらを理由に非開示とすべきケースがありうるとしても、実質的かつ直接的に審議検討や行政運営に支障が生ずる場合など限定的に解すべきであるように思われる。そして本件はそのような限定的ケースに該当するとは考えられない。

したがって、③委員出席者の氏名については開示すべきと考える。

## 6 審査会の経過

| 日 付        | 審 議 経 過                                                              |
|------------|----------------------------------------------------------------------|
| 令和4年6月17日  | (諮問第130号)<br>・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。                                    |
| 令和4年10月4日  | (令和4年度第6回審査会)<br>・事務局から経過概要の説明を受けた。<br>・実施機関から説明を受けた。<br>・諮問事項を審査した。 |
| 令和4年11月8日  | (令和4年度第7回審査会)<br>・引き続き諮問事項を審査した。                                     |
| 令和5年12月11日 | (令和5年度第7回審査会)<br>・請求人から意見の陳述を受けた。<br>・引き続き諮問事項を審査した。                 |
| 令和6年1月15日  | (令和5年度第8回審査会)<br>・事務局から経過概要の説明を受けた。<br>・引き続き諮問事項を審査した。               |
| 令和6年3月5日   | (令和5年度第10回審査会)<br>・事務局から経過概要の説明を受けた。<br>・引き続き諮問事項を審査した。              |
| 令和6年4月22日  | (令和6年度第1回審査会)<br>・事務局から経過概要の説明を受けた。<br>・引き続き諮問事項を審査した。               |

|            |                                                        |
|------------|--------------------------------------------------------|
| 令和6年6月24日  | (令和6年度第3回審査会)<br>・事務局から経過概要の説明を受けた。<br>・引き続き諮問事項を審査した。 |
| 令和6年7月29日  | (令和6年度第4回審査会)<br>・事務局から経過概要の説明を受けた。<br>・引き続き諮問事項を審査した。 |
| 令和6年10月7日  | (令和6年度第5回審査会)<br>・事務局から経過概要の説明を受けた。<br>・引き続き諮問事項を審査した。 |
| 令和6年11月7日  | (令和6年度第6回審査会)<br>・事務局から経過概要の説明を受けた。<br>・引き続き諮問事項を審査した。 |
| 令和6年12月16日 | (答申第130号)<br>・審査庁（世田谷区長）に答申した。                         |

#### 世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁  
 副会長 大林 啓吾  
 委員 石田 若菜  
 委員 白石 裕美子  
 委員 松村 武志